

地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料(コピー)のご提出が必要です。

(注)複数の割引を重複して適用することはできません。

(注)割引は、確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間に対して適用されます。

(注)地震保険の始期が令和3年1月1日以降となるご契約の内容について記載しています。

1. 建築年割引

割引率

10%

【適用条件】

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合。

【確認資料となる代表例】

- ・昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できる「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書」、「検査済証」など公的機関等※1が発行※2する書類(コピー)
- ・宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」(コピー)、「不動産売買契約書」(コピー)・「賃貸住宅契約書」(コピー)
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」等(コピー)

※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

※2 建築確認申請書(コピー)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

2. 免震建築物割引

割引率

50%

【適用条件】

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)において、免震建築物の基準に適合する建築物である場合。

【確認資料となる代表例】

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関※1により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類(コピー)※2
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(コピー)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(コピー)※3および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類(コピー)

※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)

※2 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」(コピー)または「設計住宅性能評価書」(コピー)
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(コピー)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(コピー)
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(コピー)
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(コピー) など

※3 「住宅用家屋証明書」((特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り。)(コピー)および「認定長期優良住宅建築証明書」(コピー)を含みます。

3. 耐震等級割引

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

【適用条件】

対象建物が、品確法に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合。

【確認資料となる代表例】

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類※1※2※3（コピー）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（コピー）※2
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（コピー）※4および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（コピー）※3

※1 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」（コピー）または「設計住宅性能評価書」（コピー）
- ・耐震性能評価書（コピー）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（コピー）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（コピー）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（コピー）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（コピー） など

※2 以下に該当する場合には、耐震等級割引（2級）が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（コピー）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は2級、増築・改築は1級）が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

※4 「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り。）（コピー）および「認定長期優良住宅建築証明書」（コピー）を含みます。

4. 耐震診断割引

割引率	10%
-----	-----

【適用条件】

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準をみだす建物である場合。

【確認資料となる代表例】

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）※に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（コピー）
- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（コピー）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など）

※平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

このチラシは「地震保険の割引制度」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

特約火災保険 幹事保険会社
損害保険ジャパン株式会社 特約火災保険部
〒160-8313 東京都新宿区西新宿1-26-1

住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険 : 0120-372-215
沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険 : 0120-100-838
勤労者財産形成融資住宅特約保険 : 0120-313-433

●おかけ間違いに、ご注意ください。
【受付時間】平日：午前9時～午後5時
（土・日・祝日、12月31日～1月3日は休業）